三陸ジオパーク学術研究助成金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、三陸ジオパーク学術研究助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２　助成金は、三陸ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）における学術調査、研究活動等の学術研究を支援することにより、学術資料の蓄積及び活用を促進し、ジオパーク活動の活性化を図ることを目的とする。

（学術研究の対象地域）

第３　学術研究の対象となる地域は、ジオパークの区域とする。

（助成対象者）

第４　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する個人及びグループとする。

(1)　日本国内の大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生
(2)　日本国内の大学等、研究機関に在籍する教員及び研究員
(3)　その他三陸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）の会長が特に認める者

（助成対象）

第５　助成金の対象となる学術研究は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　ジオパークの地形・地質等、地球科学分野の学術研究
(2)　ジオパークの植物・生物に関する学術研究
(3)　ジオパークと地域社会のつながりに関する文化・歴史の学術研究
(4)　ジオパークの防災・減災に関する学術研究
(5)　その他ジオパークの活用に資すると認められる学術研究

（対象経費）

第６　助成金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1)　助成対象者の所属先（所在地）から学術研究先までの交通費
(2)　学術研究中の宿泊費（ただし、１泊あたり 9,800 円を上限とする。）
(3)　学術研究に要する消耗品費、謝礼、手数料、分析委託費
(4)　その他学術研究に要する経費で協議会会長が認めるもの

（助成金の額）

第７　助成金は、１学術研究あたり 20 万円を限度に予算の範囲内で助成する。

（助成金の交付申請）

第８　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三陸ジオパーク学術研究助成金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに協議会の会長に提出しなければならない。

(1)　学術研究計画書（様式第２号）
(2)　収支予算書（様式第３号）
(3)　申請者経歴書（様式第４号）
(4)　学術研究グループ名簿（グループの場合）（任意様式）
(5)　在学（在籍）証明書又は身分証明書（所属機関が発行するもの）
(6)　資金適正管理についての誓約書（公的研究機関に在籍していない者のみ）

（助成金の交付決定）
第９　協議会の会長は、前条に規定する交付申請があったときは、審査を行い助成金の交付の可否を決定するものとし、助成金の交付の可否を決定したときは、三陸ジオパーク学術研究助成金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により申請者に通知する。
２　協議会の会長は、助成金の交付の決定に際し必要があるときは、必要な条件を付すことがある。

（概算払）
第 10　前条に規定する助成金交付決定通知書を受理した者（以下「交付決定者」という。）は、学術研究の遂行上、概算払いを受けようとするときは、三陸ジオパーク学術研究助成金概算払請求書（様式第６号）を協議会の会長に提出するものとする。
２　協議会の会長は、前項に規定する概算払請求書の内容を審査し、交付決定額の９割に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として交付する。

（学術研究計画の変更）
第 11　交付決定者は、学術研究内容を変更しようとするときは、あらかじめ三陸ジオパーク学術研究計画変更承認申請書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて、協議会の会長に提出しなければならない。ただし、学術研究内容の変更が軽微な場合は、この限りではない。
(1)　学術研究変更計画書（様式第８号）
(2)　収支変更予算書（様式第３号）
(3)　前２号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める書類
２　協議会の会長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、三陸ジオパーク学術研究計画変更承認（不承認）通知書（様式第９号）により通知する。

（学術研究の中止及び廃止）
第 12　交付決定者は、学術研究を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ三陸ジオパーク学術研究中止（廃止）届出書（様式第 10 号）を協議会の会長に提出しなければならない。

（学術研究の確認及び調査）
第 13　協議会の会長は、学術研究の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対し、学術研究の進捗状況等の報告若しくは資料の提出を求め、又は事務局員を立ち入らせ、関係書類等を調査することができる。

（実績報告）

第14　交付決定者は、学術研究が完了したときは、協議会の会長が別に定める期日までに三陸ジオパーク学術研究助成金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、協議会の会長に提出しなければならない。

(1)　三陸ジオパーク学術研究助成金精算払請求書（様式第12号）
(2)　収支精算書（様式第３号）
(3)　助成金対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
(4)　学術研究報告書（任意様式）
(5)　その他協議会の会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定等）

第15　協議会の会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定する。

２　確定した額と概算払い額を精算し、返納額を含め、三陸ジオパーク学術研究助成金確定通知書（様式第13号）により通知する。

（助成金の交付決定の取消）

第16　協議会の会長は､交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消す。

(1)　偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき
(2)　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
(3)　この要綱の規定に違反したとき

２　協議会の会長は、前項の規定による取消をしたときは、交付決定者に通知し、交付した助成金の全部又は一部を返還させる。

（研究成果の発表）

第17　協議会及びその構成市町村等が本学術研究で得られた研究成果を住民説明会等で周知する際には、交付決定者は協力するものとする。

（学術研究成果の使用）

第18　本学術研究で得られた研究成果は、協議会が行うジオパーク活動の推進に活用することができる。

（学術研究成果の公表）

第19　本学術研究で得られた研究成果を、学術雑誌等へ掲載する際には、助成金の活用について記載しなければならない。

（その他）

第20　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月19日から施行する。